

与謝野町公共施設白書

施設カテゴリー編



地区公民館

1 地区公民館

その1 施設の概要

ここで取り上げる地区公民館は主に各区に設置された公民館で、町の条例により定められた町立地区公民館です。また、石川区の石川農構センターも、併設されている石川地区公民館と一体的に活用されていますので、このカテゴリーで説明することになっています。合計で20施設になります。

概ね各区に地区公民館が設置されていますが、岩滝地域は条例により定められている地区公民館が3館あり、立町・浜町・藪後・東町区の集会所は地区公民館という位置付けではありません。地区公民館の整備や管理の経過については旧町ごとに違いがあり、旧加悦町・旧岩滝町では主に地元区が建設し、地元が所有・管理、旧野田川町は町が建設・所有し、地元が管理することとなっていたため、現在も町所有のもの、地元所有のものがあるなど混在しています。与謝野町になってから新たに整備した地区公民館については、町が建設・所有し地元が管理しています。

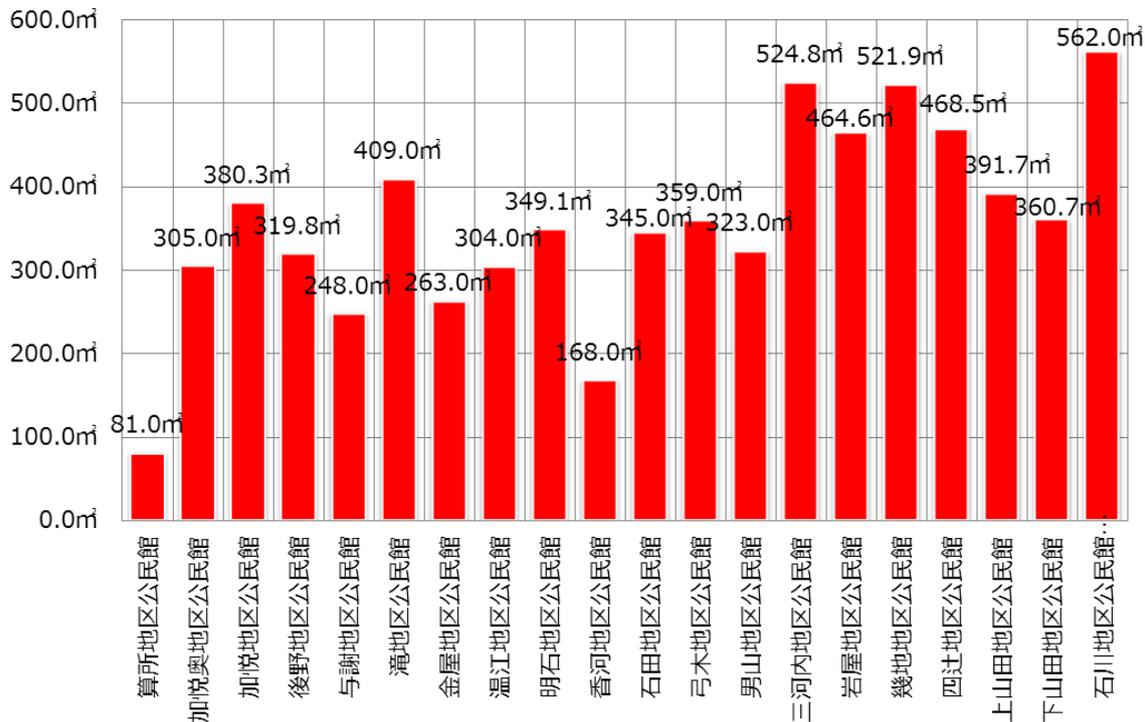
【地区公民館等施設一覧】

施設名	所在地	面積 (㎡)		建築年	運営形態
		敷地	延床		
算所地区公民館	算所516番地	132.0㎡	81.0㎡	S9	地元管理
加悦奥地区公民館	加悦奥281番地	1,578.0㎡	305.0㎡	S46	地元管理
加悦地区公民館	加悦1011番地	211.0㎡	380.3㎡	S42	地元管理
後野地区公民館	後野586番地1	725.7㎡	319.8㎡	H25	地元管理
与謝地区公民館	与謝2658番地	231.0㎡	248.0㎡	S38	地元管理
滝地区公民館	滝970番地6	1,904.0㎡	409.0㎡	H12	地元管理
金屋地区公民館	金屋307番地1	287.0㎡	263.0㎡	S32	地元管理
温江地区公民館	温江902番地	731.0㎡	304.0㎡	S42	地元管理
明石地区公民館	明石1779番地1	1,986.6㎡	349.1㎡	H27	地元管理
香河地区公民館	香河422番地1	155.0㎡	168.0㎡	不明	地元管理
石田地区公民館	弓木964番地1	687.2㎡	345.0㎡	S46	地元管理
弓木地区公民館	弓木1975番地1	274.7㎡	359.0㎡	S49	地元管理
男山地区公民館	男山381番地	898.8㎡	323.0㎡	H19	地元管理
三河内地区公民館	三河内1578番地	733.0㎡	524.8㎡	S55	地元管理
岩屋地区公民館	岩屋303番地1	807.0㎡	464.6㎡	S54	地元管理
幾地地区公民館	幾地1489番地	1,393.0㎡	521.9㎡	S61	地元管理
四辻地区公民館	幾地1013番地2	1,296.0㎡	468.5㎡	S56	地元管理
上山田地区公民館	上山田1130番地	1,353.8㎡	391.7㎡	H14	地元管理
下山田地区公民館	下山田1170番地	2,648.0㎡	360.7㎡	H17	地元管理
石川地区公民館 (石川農構センター)	石川759番地	320.0㎡	562.0㎡	H12	指定管理/ 地元管理

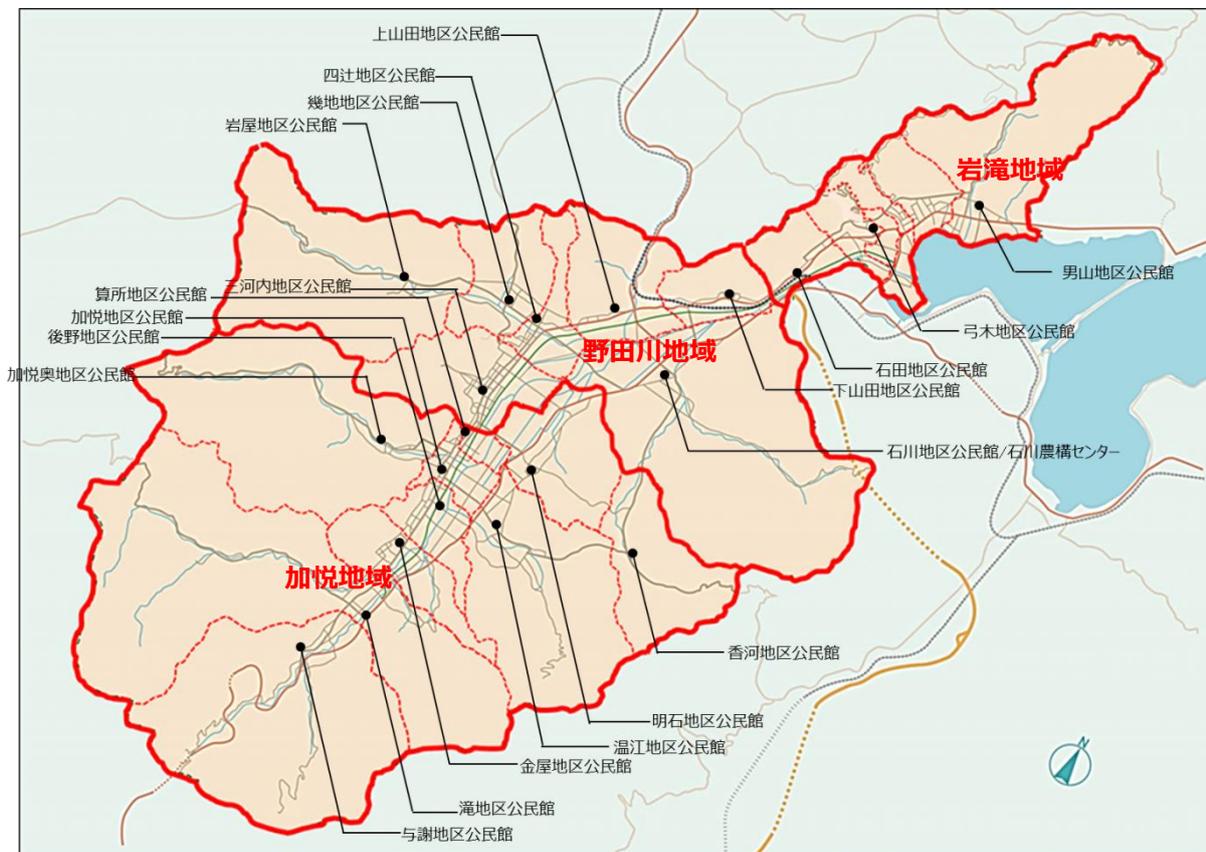
合計 18,352.8㎡ 7,148.4㎡

※石川地区公民館は農構センターも併設されており、農構センター部分は指定管理となっています。

【地区公民館延床面積比較】



【施設位置図】



【写真で見る地区公民館】

写真で見ると、比較的新しい建物から歴史を感じる建物まで様々です。



算所地区公民館



加悦奥地区公民館



加悦地区公民館



後野地区公民館



与謝地区公民館



滝地区公民館



金屋地区公民館



温江地区公民館



明石地区公民館



香河地区公民館



石田地区公民館



弓木地区公民館



男山地区公民館



三河内地区公民館



岩屋地区公民館



幾地区公民館



四辻地区公民館



上山田地区公民館



下山田地区公民館



石川地区公民館

石川農構センター

その2 施設の物理的状況

地区公民館については整備された時期がまちまちであり、中には建築年が不明なものもあります。

① 老朽化の状況

木造の建物が多く、耐用年数を35年に設定していることもありますが、老朽化率が100%を上回る施設が多く（耐用年数を超過している建物）、特に加悦地域が目立っています。災害時は避難所としての役割を担う施設ですので、耐震性の面でも不安のある建物が多い状況です。

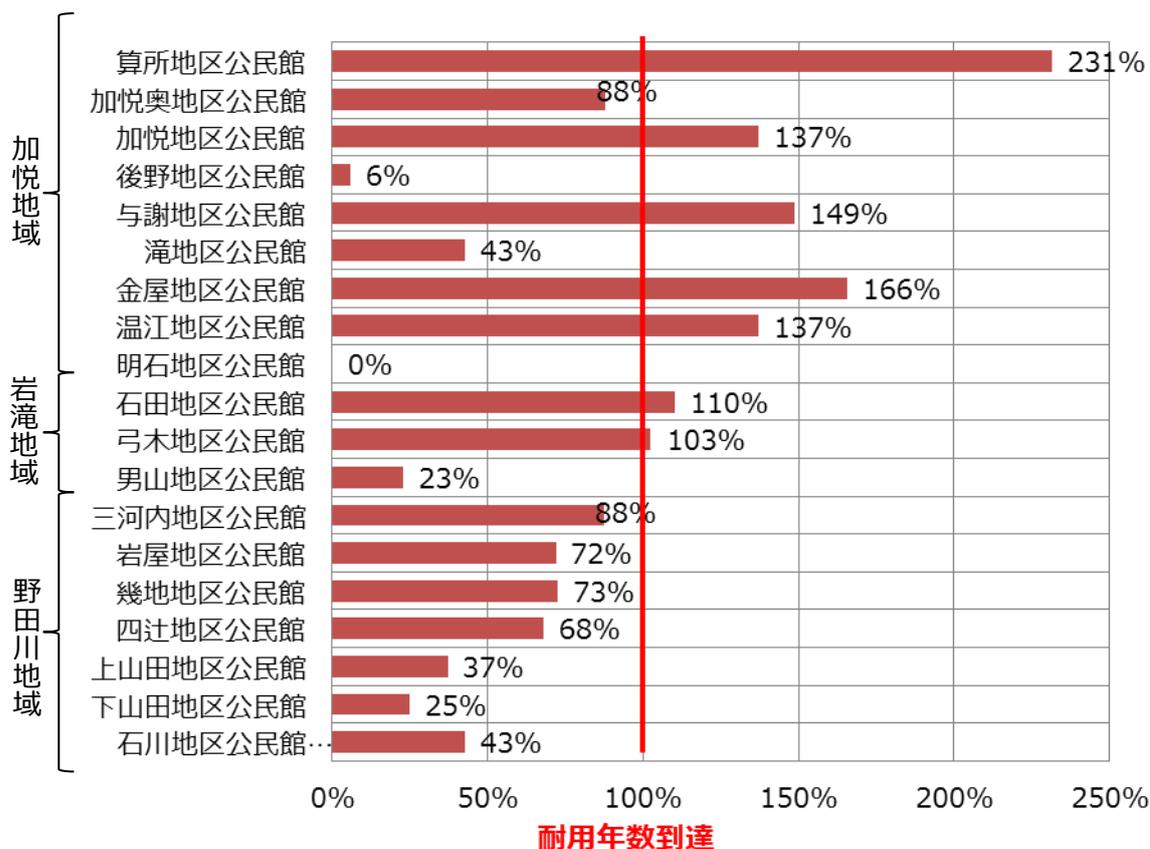
【地区公民館等施設老朽化一覧】

施設名	構造	老朽化状況			耐震性
		建築年	耐用年数到達	老朽化率	
算所地区公民館	木造1階建	S9	S44	231%	不明
加悦奥地区公民館	鉄筋コンクリート造2階建	S46	H33	88%	不明
加悦地区公民館	木造2階建	S42	H14	137%	不明
後野地区公民館	木造1階建	H25	H60	6%	有
与謝地区公民館	木造2階建	S38	H10	149%	不明
滝地区公民館	木造2階建	H12	H47	43%	有
金屋地区公民館	木造2階建	S32	H4	166%	不明
温江地区公民館	木造1階建	S42	H14	137%	不明
明石地区公民館	木造1階建	H27	H62	0%	有
香河地区公民館	木造1階建て	不明	耐用年数超過の見込み		不明
石田地区公民館	鉄骨造2階建	S46	H23	110%	不明
弓木地区公民館	鉄骨造2階建	S49	H26	103%	不明
男山地区公民館	木造1階建	H19	H54	23%	有
三河内地区公民館	鉄骨造2階建	S55	H32	88%	不明
岩屋地区公民館	鉄筋コンクリート造2階建	S54	H41	72%	不明
幾地地区公民館	鉄骨造1階建	S61	H38	73%	有
四辻地区公民館	鉄筋コンクリート造1階建	S56	H43	68%	有
上山田地区公民館	木造1階建	H14	H49	37%	有
下山田地区公民館	鉄骨造1階建	H17	H57	25%	有
石川地区公民館 (石川農構センター)	農耕C…木造1階建 公民館…木造2階建	H12	H47	43%	有

※老朽化率は（経過年数/耐用年数）で算出しています。100%を超えると耐用年数超過になります。

※耐用年数は鉄筋コンクリート造50年、鉄骨造50年、木造35年を想定しています。

※四辻地区公民館は合併後に改修していますが、耐用年数には考慮していません。



全体で8つの地区公民館が耐用年数超過となっています（建築年の不明な香河地区公民館も含む）。特に加悦地域の公民館の老朽化が目立っている状況です。加悦地域の地区公民館で地震時の避難所となっていない場合があるのはそのためです。

② 設備の状況

地区公民館の設備について見てみましょう。以下の一覧のとおりです。

算所地区公民館を除く全ての施設に共通しているものとして、講堂・ホール等の集会室と調理室が設置されていることが挙げられます。部屋数に差はありますが、概ねどの施設も設備的には似通ったものとなっています。

【地区公民館等施設設備一覧】

施設名	設備状況	
	施設の構成	備考
算所地区公民館	会議室 2 部屋、集会室、管理人室	
加悦奥地区公民館	大広間、会議室 3 部屋、調理室、区長室、寝室、居間	
加悦地区公民館	大広間、会議室 5 部屋、調理室、区長室、管理人室	
後野地区公民館	多目的ホール、大会議室、小会議室、調理実習室、事務室	
与謝地区公民館	講堂、会議室、講座室、調理室、応接室、管理人室	
滝地区公民館	多目的ホール、研修室 2 部屋、生涯学習室、調理室、談話室、小会議室	
金屋地区公民館	大ホール、ホール、和室 4 部屋、厨房、書斎	
温江地区公民館	講堂、和室 4 部屋、調理室、事務室、テラス	
明石地区公民館	ホール、大会議室、小会議室、調理室、事務室、和室	
香河地区公民館	大ホール、和室 3 部屋、調理室	
石田地区公民館	講堂、和室 2 部屋、調理室、事務室、管理人室	
弓木地区公民館	講堂、和室 2 部屋、料理教室、児童図書室	消防施設併設
男山地区公民館	多目的ホール、会議室、和室、厨房、休憩室	
三河内地区公民館	集会所、会議室、和室 4 部屋、調理室 2 部屋、事務室	区事務員勤務
岩屋地区公民館	集会室、和室 2 部屋、談話室、資料室、厨房、事務室	区事務員勤務 消防団車庫併設
幾地地区公民館	集会室、和室 2 部屋、調理室、談話室、事務室	区事務員勤務
四辻地区公民館	集会室、会議室、和室、調理実習室、事務室	区事務員勤務
上山田地区公民館	多目的ホール、和室 2 部屋、会議室、調理実習室、事務室	区事務員勤務
下山田地区公民館	多目的ホール、和室 2 部屋、調理室、事務室	区事務員勤務
石川地区公民館 (石川農構センター)	公民館：図書室兼資料室、陶芸教室、会議室 農耕センター：多目的ホール、研修室 2 部屋、調理実習室、事務室	区事務員勤務

※トイレや倉庫等は、施設の構成には入れていません。

③ 防災に関する状況

全20施設の内の半数にあたる10施設が、指定警戒区域内に位置しています。

【地区公民館等施設防災状況一覧】

施設名	避難所指定		警戒区域の指定		
	水害	地震	浸水想定区域	土砂災害（特別）警戒区域	
				急傾斜地の崩壊	土石流
算所地区公民館	○	-	-	警戒区域内	-
加悦奥地区公民館	○	-	-	-	-
加悦地区公民館	○	-	-	警戒区域内	-
後野地区公民館	-	○	0.5～3.0m未満	-	-
与謝地区公民館	○	-	-	警戒区域内	警戒区域内
滝地区公民館	○	○	-	-	-
金屋地区公民館	○	-	-	-	警戒区域内
温江地区公民館	○	-	-	-	-
明石地区公民館	○	○	-	-	-
香河地区公民館	○	-	-	-	警戒区域内
石田地区公民館	○	-	-	-	警戒区域内
弓木地区公民館	○	-	-	-	-
男山地区公民館	○	○	-	-	-
三河内地区公民館	-	-	-	特別警戒区域内	-
岩屋地区公民館	○	-	-	-	-
幾地地区公民館	○	○	-	-	-
四辻地区公民館	○	○	-	-	-
上山田地区公民館	○	○	-	-	警戒区域内
下山田地区公民館	○	○	-	-	-
石川地区公民館 (石川農構センター)	○	○	0.5～3.0m未満	-	-

※明石地区公民館は新築のため地域防災計画には避難所指定が未記載ですが（平成27年4月時点）、実際の運用上は避難所となります。

前述のように加悦地域の地区公民館は老朽化が進み、耐震性に不安があることから、地震時の避難所指定がされていないケースが見られます。三河内地区公民館も急傾斜地の特別警戒区域内であることから、避難所指定されていません。

その3 施設の利用状況

地区公民館については、地元地区が運営していますので、利用者数等をお示しできるような数値上のデータはありませんが、今回分析対象としている地区公民館は、条例により定められている公民館であり、全ての公民館で貸館機能とは別に公民館活動が実施されています。

公民館活動は、「地区公民館活動推進委託事業」として教育委員会と地区公民館との間で委託契約を締結し、年間を通して概ね10の事業（講座）を実施していただいています。公民館活動を行うにあたっては町が委嘱した「地区公民館長」「地区公民館主事」を中心に、各地区で「地区公民館運営委員会」を設置していただき、活動の核となる人材と地区内の団体間が連携をしながら取り組まれています。公民館活動は、必ずしも公民館の中で行われる事業ばかりではありませんが、多くの事業は公民館を活動の拠点として実施されています。

また、地区公民館の利用は公民館活動以外にも、地元住民の集会や祭りの練習、社会福祉協議会のふれあいサロンなど、幅広い行事に利用されています。特に、区の事務員が勤務されている公民館では、区の事務や公民館の利用受付を行うなど円滑な運営をしていただいています。一部の館では公民館主事等が特定日に勤務されている場合もあります。）

その4 コスト状況

① 管理・運営コスト

現在の地区公民館等施設に係る年間の管理・運営コストは以下のとおりです。

【地区公民館等施設管理・運営コスト一覧】

(単位：千円)

項目	算所地区公民館	加悦奥地区公民館	加悦地区公民館	後野地区公民館
賃金/報償費	164	164	164	164
光熱水費・燃料費	45	164	248	382
通信料・手数料	50	32	35	0
使用料・賃借料	0	14	14	14
消耗品費	0	0	0	0
備品購入費	0	0	0	0
賄・医薬材料費	0	0	0	0
修繕・維持補修費	0	0	0	0
委託料	300	250	250	295
指定管理料	0	0	0	0
その他	51	51	51	125
合計	610	675	762	980

(単位：千円)

項目	与謝地区公民館	滝地区公民館	金屋地区公民館	温江地区公民館
賃金/報償費	164	164	164	164
光熱水費・燃料費	240	266	157	127
通信料・手数料	36	36	36	36
使用料・賃借料	14	14	14	14
消耗品費	0	0	0	0
備品購入費	0	0	0	0
賄・医薬材料費	0	0	0	0
修繕・維持補修費	23	0	0	0
委託料	250	561	250	250
指定管理料	0	0	0	0
その他	27	27	38	38
合計	754	1,068	659	629
項目	明石地区公民館	香河地区公民館	石田地区公民館	弓木地区公民館
賃金/報償費	164	164	164	164
光熱水費・燃料費	85	112	155	237
通信料・手数料	0	35	0	36
使用料・賃借料	14	14	14	14
消耗品費	0	0	0	0
備品購入費	0	0	0	0
賄・医薬材料費	0	0	0	0
修繕・維持補修費	0	0	0	0
委託料	250	250	250	250
指定管理料	0	0	0	0
その他	51	19	38	51
合計	564	594	621	752
項目	男山地区公民館	三河内地区公民館	岩屋地区公民館	幾地地区公民館
賃金/報償費	164	164	164	164
光熱水費・燃料費	406	368	388	449
通信料・手数料	0	37	36	37
使用料・賃借料	14	14	14	14
消耗品費	0	1	0	0
備品購入費	0	0	0	0
賄・医薬材料費	0	0	0	0
修繕・維持補修費	0	26	105	19
委託料	295	295	295	295
指定管理料	0	0	0	0
その他	153	78	83	68
合計	1,032	983	1,085	1,046

(単位：千円)

項目	四辻地区公民館	上山田地区公民館	下山田地区公民館	石川地区公民館/ 石川農構センター
賃金/報償費	164	164	164	164
光熱水費・燃料費	558	456	364	100
通信料・手数料	36	36	36	0
使用料・賃借料	14	14	14	14
消耗品費	0	0	0	0
備品購入費	0	0	0	0
賄・医薬材料費	0	0	0	0
修繕・維持補修費	0	19	0	0
委託料	295	295	295	396
指定管理料	0	0	0	555
その他	77	59	61	173
合計	1,144	1,043	934	1,402

項目	合計
賃金/報償費	3,280
光熱水費・燃料費	5,307
通信料・手数料	550
使用料・賃借料	266
消耗品費	1
備品購入費	0
賄・医薬材料費	0
修繕・維持補修費	192
委託料	5,867
指定管理料	555
その他	1,319
合計	17,337

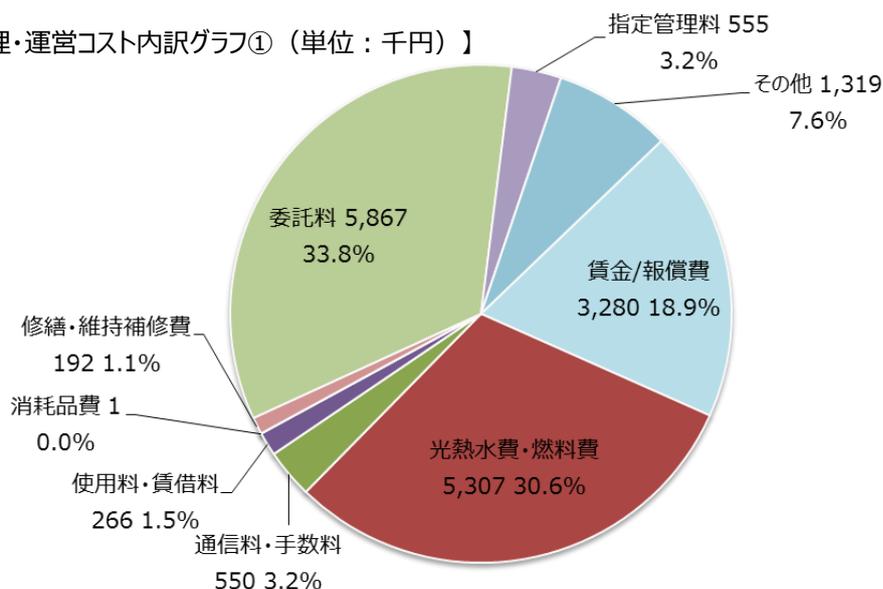
賃金/報償費については、館長・主事に対する謝礼であり、全施設同額となっています。

委託料のうち 25 万円は公民館活動委託料です。また、町有の公民館には管理委託料として 3 万 6 千円が支払われているほか、石川農耕センターについては石川区が指定管理者に指定されており、指定管理料が支払われています。

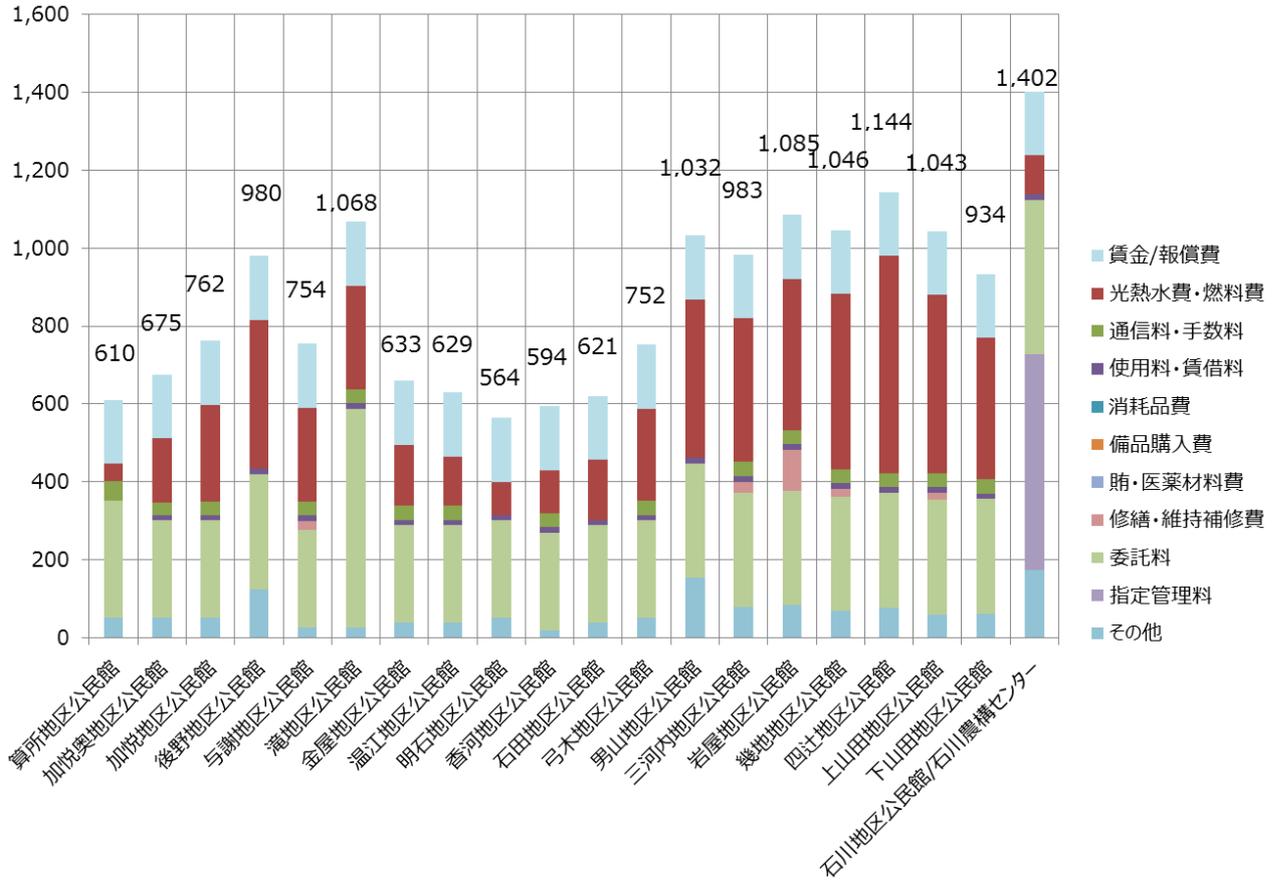
※費用負担の考え方は「6 参考事項」を参照ください。

※平成25年度実績額です。

【地区公民館管理・運営コスト内訳グラフ① (単位：千円)】

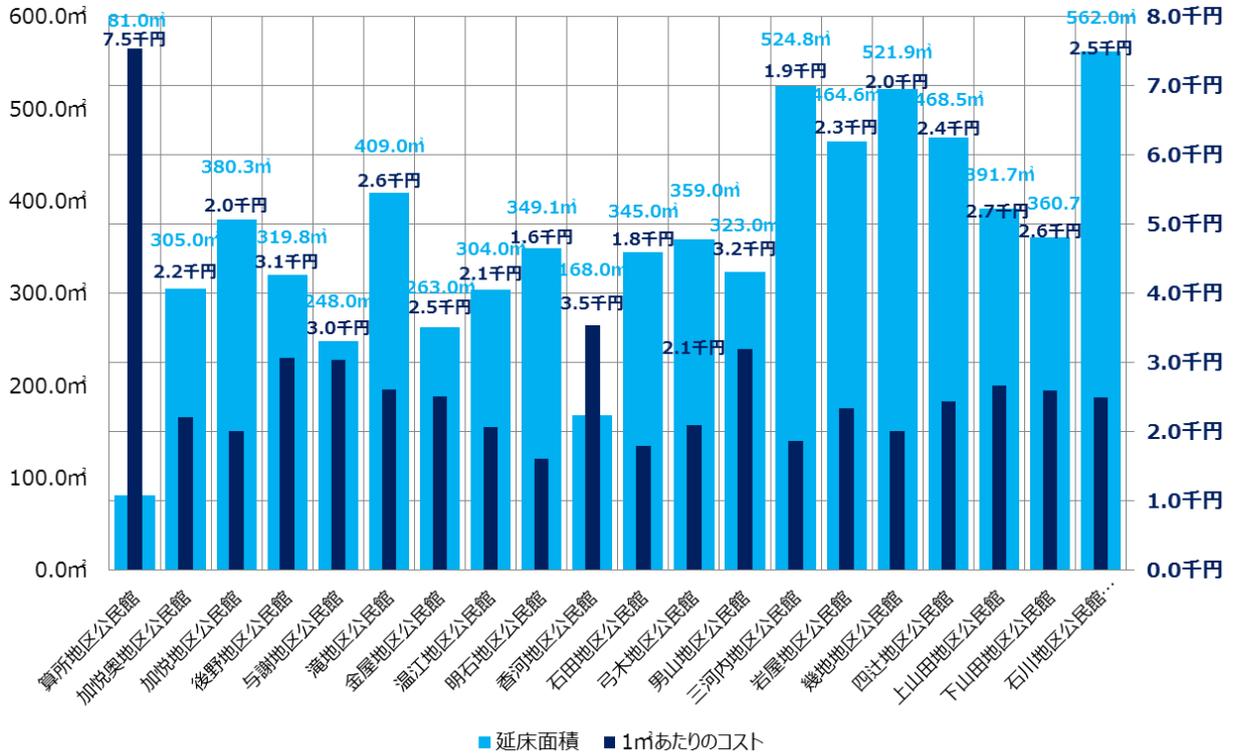


【地区公民館管理・運営コスト内訳グラフ②（単位：千円）】



石川地区公民館/農構センターについては農構センターの指定管理料が含まれますので大きくなっています。野田川地域の地区公民館の光熱水費の割合が少し高い印象ですが、全体的に1館100万円前後の管理・運営コストとなっています。

【地区公民館 1 mあたりの管理・運営コスト内訳グラフ】



1 mあたりの管理・運営コストは 2 千円～3 千円が多くなっています。算所地区公民館は他の地区公民館より延床面積が小さいので、1 mあたりのコストが大きくなっています。算所地区公民館の管理・運営コスト自体が他の地区公民館と大差がないので、あまり目立った数値ではないと考えますが、算所地区には算所会館という地区公民館に近い用途のコミュニティ施設があります。その管理・運営コストも参考にする必要があります（その他コミュニティ施設）。

※明石地区公民館は旧公民館の平成 25 年コストと新公民館の延床面積で算出した参考値です。

② 整備コスト（建替え・解体コスト）

【整備時期の考え方】

☆耐用年数到達年に同等施設（同じ延床面積）に建替え。

☆耐用年数経過している建物は5年以内に同等施設（同じ延床面積）に建替え。

☆建替える必要がないと考えられる建物は耐用年数到達年に解体（耐用年数が既に到来している場合は5年以内に解体）

【コストの考え方】

建替えコストは総務省明示のコストを参考に単価を設定しました。

○建替えコスト・・・36万円/m²（解体費含む：その他施設）

○解体コスト・・・3万円/m²

これらの単価に現在の延床面積を乗じて算出したコストは以下のとおりです。

【地区公民館等施設整備等コスト一覧】

（単位：千円）

施設名	建築年	耐用年数	当初建設費	建替え		解体	
				実施年度	コスト (解体コスト含む)	実施年度	コスト
算所地区公民館	S9	35年	2	H32	29,160	参考	2,430
加悦奥地区公民館	S46	50年	不明	H33	109,800	参考	9,150
加悦地区公民館	S42	35年	9,820	H32	136,890	参考	11,408
後野地区公民館	H25	35年	60,302	H60	115,114	参考	9,593
与謝地区公民館	S38	35年	5,800	H32	89,280	参考	7,440
滝地区公民館	H12	35年	66,000	H47	147,240	参考	12,270
金屋地区公民館	S32	35年	不明	H32	94,680	参考	7,890
温江地区公民館	S42	35年	6,570	H32	109,440	参考	9,120
明石地区公民館	H27	35年	96,882	H62	125,676	参考	10,473
香河地区公民館	不明	35年	不明	H32	60,480	参考	5,040
石田地区公民館	S46	40年	16,407	H32	124,200	参考	10,350
弓木地区公民館	S49	40年	49,210	H32	129,240	参考	10,770
男山地区公民館	H19	35年	81,193	H54	116,280	参考	9,690
三河内地区公民館	S55	40年	68,700	H32	188,917	参考	15,743
岩屋地区公民館	S54	50年	44,200	H41	167,256	参考	13,938
幾地地区公民館	S61	40年	71,000	H38	187,870	参考	15,656
四辻地区公民館	S56	50年	59,000	H43	168,660	参考	14,055
上山田地区公民館	H14	35年	57,435	H49	141,012	参考	11,751
下山田地区公民館	H17	40年	64,785	H57	129,852	参考	10,821
石川地区公民館	H12	35年	76,890	H47	202,316	参考	16,860
				合計	2,573,363	合計	214,447

※平成27年時点で耐用年数が超過している建物は5年後の平成32年に建替えする想定です。

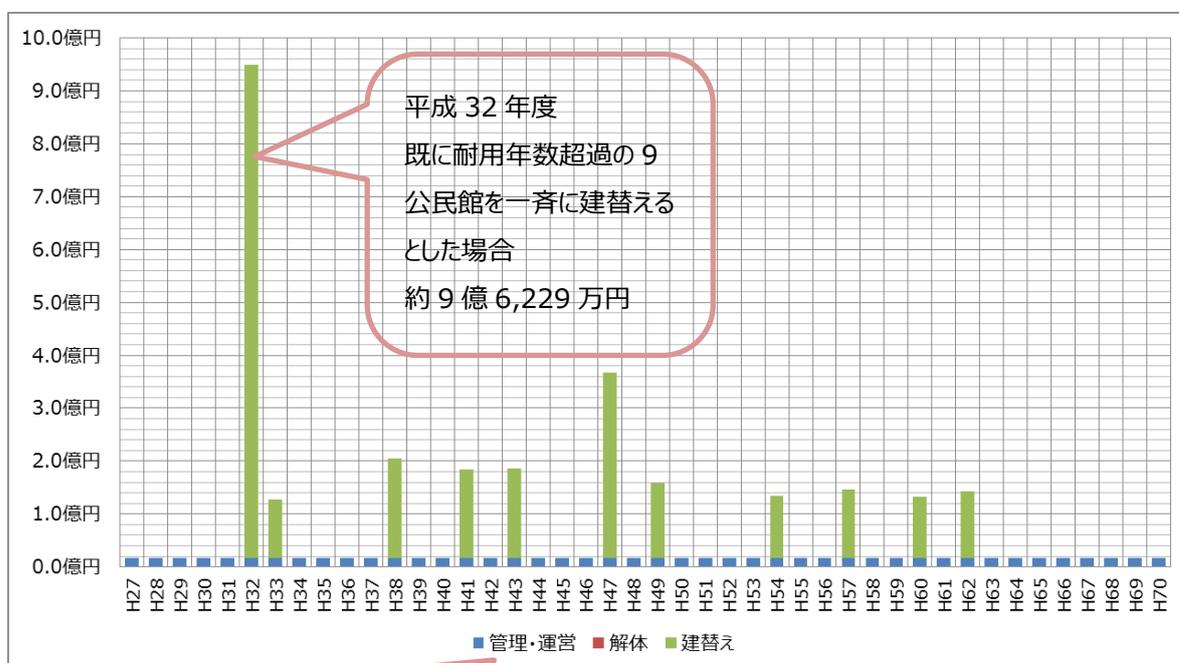
※四辻地区公民館は合併後に改修していますが、耐用年数に考慮していません。

地区公民館は古い建物が多く、本白書では耐用年数に達した時点で建替え、耐用年数が超過している場合は5年以内に建替えとしているため、実際は計画していませんが早期に建替えが必要という見通しになっています。

その上で、全ての地区公民館を耐用年数到達時に建替えた場合、平成70年度までに約25.7億円かかる見込みです。現行の地区公民館の建替えについては、町が2/3、地元区が1/3の負担をする約束になっており、この25.7億円の費用の1/3を地元が負担するとなると、約8.6億円、一地区あたり約4,300万円という多額の負担になり、そもそも地区公民館を建替えることができるのかということも検討しなければならない課題です。

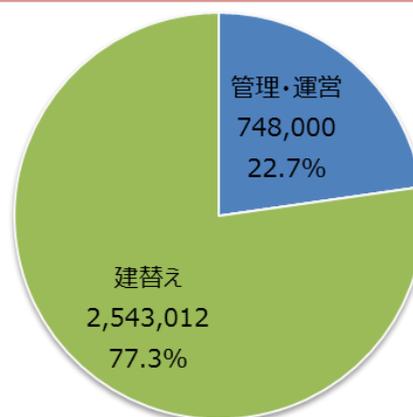
管理・運営コスト（平成25年度実績をベースに横置き）も含めた将来コストの推移は以下のとおりです。

【地区公民館等施設将来コスト推移表】



コスト総額約 33.2 億円（整備 25.7 億円、解体 0 億円、管理・運営 7.5 億円）

【地区公民館将来コスト内訳グラフ（単位：千円）】



その5 まとめ

1 現状・課題

●利用状況

先に記載したとおり、地区公民館については利用人数等を数値でお示しすることができませんが、公民館活動が全施設で行われていることもあり、地域住民が集い・活動する場として利用されていることがわかります。

●建物状況

8つの公民館が耐用年数を超過しているほか、5公民館においても建築後30年以上が経過しています。

●防災状況

三河内地区公民館を除く全ての公民館が、水害もしくは地震の避難所に指定されています。水害避難所に指定されている公民館は17公民館、地震避難所に指定されている公民館は8公民館であり、水害・地震両方の避難所に指定されている公民館は7公民館です。

一方で災害警戒区域内に位置している公民館が10公民館あります。その中でも、与謝地区公民館については急傾斜地の崩壊警戒区域内・土石流警戒区域内に位置しており、三河内地区公民館については急傾斜地の特別警戒区域内に位置しています。

●コスト状況

まず管理・運営コストですが、施設全体の管理コストは約1,700万円となっており、公民館活動にあてる委託料や光熱水費が大半を占める形となっています。いずれの地区公民館も似たようなコスト内訳になっています。

次に整備コストですが、平成70年までの間にすべての地区公民館を建替えた場合約25億円が必要となる見込みです。その中でもすでに耐用年数を超過した地区公民館と今後10年以内に耐用年数を迎える地区公民館が11もあり、それらの整備費として約12億円かかる見込みになっています。これらは町の財政のみならず、1/3負担する地元区にも大きな負担となります。

●現状のまとめと今後の展望

現時点の一部の地区公民館の老朽化が深刻な問題であると言えます。安全性を考慮し建替えるとなると多額のコストがかかることになり、その1/3を負担する地元区も大きな負担となります。全国では、学校や保育所等の統廃合が進められる中で、それらを地域コミュニティの拠点として活用する方針も検討されています。これらの施設を他の用途との複合的施設として整備することも一つの方法であると考えます。

その6 参考事項

参考事項として、公民館について説明します。

1 公民館について

「公民館の目的は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」（社会教育法第 20 条）となっています。

また、「公民館は市町村が設置する」（社会教育法第 21 条）こととなっているため、与謝野町立公民館条例において、このカテゴリで取り上げている 20 施設も含め町立公民館として位置付けています。

2 地域公民館と地区公民館の違い

●地域公民館

町が雇用等している館長・主事が配置され、旧町域を対象範囲とした事業を展開しています。旧町の中央公民館だった施設です。

●地区公民館

主として行政区単位に 1 館設置されており、町が委嘱した館長・主事を中心に運営委員会を組織し、地元区民を対象とした事業を実施しています。

●生涯学習センター知遊館

建物と職員は岩滝地域公民館を兼ねています。地域公民館事業と知遊館事業では、内容や参加対象者、募集範囲が異なります。

3 費用負担の考え方

●光熱水費等の負担について

水道料・電気料等については、公民館活動を実施していただいている地区公民館の分は、町が全額を負担しています。今回取り上げている地区公民館は、全館で公民館活動を実施していただいていますので、全館分の費用を負担しています。

●地区公民館の修繕や建替え費用の負担について

地区公民館の修繕については、地区所有のものと町所有のもので費用負担が異なります。まず、地区所有公民館の修繕については、各地区で全額費用を負担していただいています。

また、町所有公民館については、小修繕（5万円まで）は地区で全額負担していただいております。それ以上の額がかかる修繕については、地区が 1/3、町が 2/3 の割合で費用を負担していただいております。ただし、消防防災等に関わる費用については、この決まりに拘わらず町が全額費用を負担する場合があります。

公民館の建替えについては、地区所有・町所有関係なく、地元区が 1/3、町が 2/3 の割合で費用を負担していただくこととなっています。